

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

私立学校は、建学の精神に基づく教育と教育研究活動を将来にわたり継続的に実施していくこと、そしてその会計処理についても収益事業を目的とした一般事業会社のような企業会計の原則とは異なり、継続的な運営を可能とする収支の均衡がはかられているかどうかを把握することが求められています。また、私立学校の教育条件の維持、向上そして経営の健全性を高め、在学する学生等の修学上の経済的負担の軽減をはかるため、経常的経費に対する補助を国から受けております(私立学校振興助成法第4条)。ここでは、その補助を受けるために定められた学校会計基準の特徴について6つに分けて説明します。

なお、主な収入は学生生徒納付金や経常費補助金であり、この額は年初にほぼ確定されているため、支出管理は企業以上に重要と位置付けられており、この支出を制御することを目的として、厳格な予算書作成(予算主義)が行われています。

企業会計との違い

	学校法人会計	企業会計
目的	非営利目的	営利目的
活動	教育研究活動	利益獲得のための経済活動
会計基準	学校法人会計基準	企業会計原則
会計年度	4月～翌年度3月	さだめられていない
作成書類	資金収支計算書	キャッシュ・フロー計算書
	活動区分資金収支計算書	
	事業活動収支計算書	損益計算書
	貸借対照表	貸借対照表

学校会計の特徴

①一般原則

4つの原則により会計処理を行い、計算書類を作成する

・真実性の原則:

財政および経営の状況について真実な内容を表示すること。

・複式簿記の原則:

すべての取引について複式簿記の原則によって正確な会計帳簿を作成すること。

・明瞭性の原則:

財政および経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

・継続性の原則：

採用する会計処理の原則および手続きならびに計算書類の表示方法については毎会計年度に継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

②勘定科目および教育研究経費と管理経費の区分

各計算書における記載科目が学校法人会計基準に定められている。特に資金収支計算書における教育研究経費支出と管理経費支出の区分は経常費補助金算定の基礎となっている。また、その区分については、文部省通知により管理経費に限定列挙されている7つの項目以外は、その主たる用途に従い、それぞれ直接把握するか、その使用割合など合理的な配分基準により按分することで処理することとされている。

管理経費となるものは以下の7つ。

- ・役員が行う業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費
- ・総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費
- ・教職員の福利厚生のための経費
- ・教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費（減価償却費含む）
- ・学生生徒等の募集のために要する経費
- ・補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費
- ・附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

③部門別内訳表の作成

学校法人会計基準第13条において、学校法人、各学校、研究所、各病院、農場、演習林などの部門ごとに資金収支内訳表を作成する。また学校法人会計基準第24条において、同様の部門ごとに事業活動収支内訳表を作成する。なお資金収支内訳表および人件費内訳表の部門の記載にあたっては、2以上の学部を置く大学にあつては学部、2以上の学科を置く短期大学にあつては学科、2以上の課程を置く高等学校にあつては課程にそれぞれ細分するものとしている。

④総額表示と純額表示

計算書類に記載する金額は、総額表示であるから、収入と支出、貸借対照表科目の資産と負債・基本金・繰越収支差額を相殺しない。ただし、預り金に係る収入と支出（例えば源泉徴収された所得税・社会保険料等）、また、その経過的な収入と支出（例えば仮受金・仮払金等）および食堂に係る収入と支出、教育活動に付随する活動に係る収入と支出（例えば売店や寮等）については純額をもって表示する。

⑤収益事業会計

私立学校の教育に支障のない限り、その収益を経営に充てるために私立学校法第26条において、収益を目的とする事業（18の業種）を行うことが認められている。これらは、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って計算書類の作成を行う。学校法人会計基準による受託事業収入・施設利用料収入・補助

活動収入・雑収入などについても、法人税法上の収益事業(34業種)に該当する場合は、それが教育活動に係るものであっても収益事業として課税対象となる。学校では教育研究活動の一環として実施しているもので、決して利益の獲得を目的にしていなくとも、税務上は収益事業として課税される場合もある。

⑥財務諸表

学校法人が作成しなければならない計算書類をあげる。

- ・安全性⇒「資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書」

学校法人は、毎会計年度に当該会計年度の諸活動に対応するすべての(収益事業会計以外)収入・支出の内容、支払資金の収入・支出の顛末を明らかにするため作成する。

- ・採算性⇒「事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表」

学校法人は、毎会計年度の3つの活動(教育活動、教育活動以外の経常的な活動、それ以外の活動)に対応する事業活動収入・事業活動支出の内容を明らかにし、基本金に組み入れる額を控除した会計年度の諸活動に対応するすべての事業活動収入と事業活動支出の均衡の状態を明らかにするために作成する。なお、資金収支計算書にはみられない非資金取引科目がある。

- ・年度末の財産⇒「貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表」

財政状態を明らかにするために作成されるもので、資産の部、負債の部および純資産の部からなり、資産、負債および純資産の科目ごとに当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載する。

勘定科目の説明

①資金収支計算書

No.	勘定科目名称	内容
1	学生生徒等納付金収入	学生からの授業料、実験実習料、入学金等
2	手数料収入	入学検定料、学内試験料、成績証明書等の発行手数料
3	寄付金収入	個人・企業等からの寄付金
4	補助金収入	国、地方公共団体、日本私立大学振興・共済事業団からの補助金
5	資産売却収入	学校の資産等の売却による収入
6	付随事業・収益事業収入	企業からの受託事業収入、収益事業
7	受取利息・配当金収入	預金等の利息
8	雑収入	施設設備利用料収入、廃品売却収入他
9	前受金収入	翌年度入学生の学生生徒等納付金収入
10	その他の収入	前年度の未収入金収入
11	資金収入調整勘定	資金収入を伴わないもの(当年度の未収入金、前年度の前受金)
12	前年度繰越支払資金	前年度末に繰り越した支払資金総額

13	人件費支出	教職員の給与、役員の報酬、退職金
14	教育研究経費支出	教育研究活動(奨学金含む)など
15	管理経費支出	理事会、学生募集、広報など教育研究以外のもの
16	施設関係支出	建物、構築物など固定資産に関する支出
17	設備関係支出	備品、図書など諸活動に使用するもの
18	資産運用支出	特定資産の積立など
19	その他の支出	前年度の未払い金、前払い金など
20	資金支出調整勘定	資金支出を伴わないもの(当年度の未払金、前年度の前払金)
21	翌年度繰越支払資金	次年度へ繰り越す支払資金の総額

②事業活動収支計算書

No.	勘定科目名称	内容
1	学生生徒等納付金	学生からの授業料、実験実習料、入学金等
2	手数料	入学検定料、学内試験料、成績証明書等の発行手数料
3	寄付金	資金収支計算書の寄付金収入に現物での寄付を加えた収入
4	経常費等補助金	国、地方公共団体、日本私立大学振興・共済事業団からの補助金
5	付随事業収入	企業からの受託事業収入
6	雑収入	施設設備利用料収入、廃品売却収入他
7	人件費	教職員の給与、役員の報酬、退職金(財団交付金と引当金の相殺)
8	教育研究経費	教育研究活動(奨学金含)、減価償却費など
9	管理経費	理事会、学生募集、広報、減価償却費など教育研究以外のもの
10	資産処分差額	資産処分時の除却損など
11	その他の特別支出	臨時の場合の支出(災害損失・過年度修正額など)

③貸借対照表

No.	勘定科目名称	内容
1	固定資産	有形固定資産(土地・建物)、特定資産(積立金)、固定資産
2	流動資産	現金・預金等の資産
3	固定負債	支払期限が長期のもの(長期未払金、退職給与引当金)
4	流動負債	支払期限が短期のもの(未払金、前受金、預り金)
5	第1号基本金	設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額、規模の拡大や教育の充実のために取得した固定資産の価額
6	第4号基本金	恒常的に保持すべき資金として文部科学大臣が定める額
7	繰越収支差額	累積された当年度収支差額の収入または支出の超過額